（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第四十条　法第十一条の六十六第九項の規定による総会への報告は、次に掲げる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十一条の五十七第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。

一　子会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計画書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［二～五　略］

（農業協同組合連合会による農業協同組合連合会グループの経営管理の内容等）

第四十条の二　法第十一条の六十六の二第二項第一号に規定する方針として主務省令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一　農業協同組合連合会グループ（法第十一条の六十六の二第一項に規定する農業協同組合連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二　災害その他の事象が発生した場合における農業協同組合連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2　法第十一条の六十六の二第二項第三号の主務省令で定める体制は、当該農業協同組合連合会における当該農業協同組合連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3　法第十一条の六十六の二第二項第四号の主務省令で定めるものは、当該農業協同組合連合会グループの再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における農業協同組合連合会グループの経営の再建のための計画をいう。）の策定が必要なものとして農林水産大臣及び金融庁長官があらかじめ定める場合において、当該再建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとする。

（法第十一条の六十七第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第四十一条　法第十一条の六十七第二項において準用する法第十一条の六十五第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～八　略］

九　新規事業分野開拓会社等の議決権について第三十四条第十二項に規定する処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十三項に規定する処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十　［略］

［2・3　略］

（特例対象会社）

第四十四条　法第十一条の六十七第四項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農業協同組合連合会の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第五十八条第一項第七号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

［イ・ロ　略］

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第四十条　法第十一条の六十六第八項の規定による総会への報告は、次に掲げる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十一条の五十七第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。

一　子会社の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計画書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［二～五　同上］

［条を加える。］

（法第十一条の六十七第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第四十一条　［同上］

［一～八　同上］

九　新規事業分野開拓会社等の議決権について第三十四条第十一項に規定する処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十二項に規定する処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十　［同上］

［2・3　同上］

（特例対象会社）

第四十四条　法第十一条の六十七第四項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農業協同組合連合会の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この号において同じ。）であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

［イ・ロ　同上］